

様式 1

工営所長	事務総括 担当課長	土木担当 課長代理	管理係長	行政担当 係長	工区担当 係長	管理担当 係員	工区担当 係員

道路損傷事故調査票・管理簿

		交通事故受理番号			
損傷事故発生日		年 月 日 時 頃		納付命令を行う 権利の時効日 年 月 日	
損傷事故の場所		(道路名称)			
		大阪市 地先		目標物等	
損傷物件名及び数量					
道路損傷現認書		送付日 年 月 日 徴取日 年 月 日 <input type="checkbox"/> :無			
交通事故証明書		依頼日 年 月 日 徴取日 年 月 日 <input type="checkbox"/> :不要			
行為者	住所			連絡先	
	氏名 <small>がな</small>			生年月日	
	勤務先				
損傷事故 責任者	住所			連絡先	
	氏名 <small>がな</small>			行為者との関係	
原因					
自動車等の種類・番号		車両車種等		車両ナンバー	
応急処置状況					
その他参考事項					
保険会社	保険加入の有無	<input type="checkbox"/> :有 <input type="checkbox"/> :無		証券番号	
	会社名			担当者 <small>がな</small>	
	住所			連絡先	

現 場 写 真

大阪市長 様

[行為者] 住 所〒

(フリガナ)

氏 名 _____

電話番号 (- -)

生年月日

勤務先名

住 所〒

電話番号 (- -)

道 路 損 傷 現 認 書

次のとおり、道路を損傷したことに相違ありません。

記

1 損傷年月日 年 月 日 時 分頃

2 損傷場所

地先

3 損傷物件名及び数量

4 車両登録番号

(自家用・事業用)

5 車両所有者

(行為者との関係)

6 損傷事故責任者 住 所〒

(フリガナ)

氏名または

法人代表者名

電話番号 (- -)

担当者名及び所属名

行為者との関係

7 保険会社等 ◎任意保険への加入 有 (証券番号) ・ 無

連絡先 住 所〒

会 社 名

電話番号 (- -)

担当者名

第 号
年 月 日

[行為者]

住所

氏名

様

大阪市長

工 事 施 行 連 絡 書

次の道路損傷行為に係る原因者工事は本市において直接復旧し、これに要した費用は、道路法第58条第1項の規定に基づき費用を求める旨を予告しておく。

記

- 1 損 傷 場 所 : 地先
- 2 損 傷 年 月 日 : 年 月 日
- 3 行 為 者 :
- 4 損傷物件・数量 :

(道路法抜粋)

第58条第1項

所在地 :	工営所	(電話)
-------	-----	-----	---

第 号
年 月 日

様

工営所長

原因者負担金算出依頼書

別添、道路損傷事故調査票・管理簿（様式 1）の道路損傷事故が発生し、復旧工事は

{ 本工営所による直営工事】
{ 課 担当（既発注の 工事・ 新規工事）】

において施行したいので、原因者負担金について算出願います。

備 考

- (注) 1. { 本工営所による直営工事】
{ 課 担当（既発注の 工事・ 新規工事）】
の欄について、復旧工事に応じ「レ点」を付すこと。
2. 本書による依頼には、道路損傷事故調査票・管理簿（様式 1）にあわせ、復旧平面図等を添付すること。

第 号
年 月 日

工営所長 様

原因者負担金算出回答書

年 月 日付け 第 号で依頼のありました、原因者負担金算出依頼書について、次のとおり原因者負担金を回答します。

原因者負担金 ¥ _____

(内 訳)

1. 復旧工事費 ¥ _____

2. 控 除 額 ¥ _____ スクラップ等の控除

3. 事 務 費 ¥ _____ 1、2にかかる事務費
(受託道路工事費用負担要綱による)

4. 消 費 税 ¥ _____ 1、2、3にかかる消費税

[行為者]

住所

氏名 様

大阪市長 印

工事原因者負担金納付命令書

次の道路損傷行為に係る原因者工事の負担金は¥ _____と決定したから、別途本市が発行する納入通知書により、指定期日までに納付するよう、道路法第58条第1項の規定に基づき命令する。

記

- 1 損傷場所 : 地先
- 2 損傷年月日 : 年 月 日
- 3 行為者 :
- 4 損傷物件・数量 :
- 5 負担金 : ¥
(内訳)
復旧工事費¥ _____ 控除額¥ _____ 事務費¥ _____ 消費税¥ _____

所在地 :	工営所
	(電話 _____)

○ご注意

本状の指定期日までに負担金の納付がなかったときは、道路法第73条第2項及び第3項の規定により、延滞金及び手数料を加算し、また強制徴収する。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この書面を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して、審査請求をすることができる。(なお、この書面を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この書面を受け取った日(当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に大阪市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この書面を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

第58条第1項
第73条第2項～第4項
(道路法施行令抜粋)
第36条第1項及び第2項

[行為者]

住所

氏名 様

大阪市長 印

工事施行命令書

次の道路損傷行為に係る原因者工事を別記により施行するよう、道路法第22条第1項の規定に基づき命令する。

記

- 1 損傷場所 : 地先
- 2 損傷年月日 : 年 月 日
- 3 行為者 :
- 4 損傷物件・数量 :

(道路法抜粋)

第22条第1項

(別記)

指示事項

- 1 原因者工事は、行為者又は専門業者によって施行するものとし、あらかじめ本市 工営所長の承認を受けること。
- 2 復旧期限は、年 月 日とする。
- 3 工事の施行にあたっては、工営所長に施工計画書・着手届を提出し、指示を受けること。又、工事が完了したときは、完了届を提出し検査を受けること。
- 4 完了検査に合格しないときは、ただちに手直し等を行うこと。
- 5 工営所長の承諾があれば、2の復旧期限を延期することができる。

工営所

所在地 :

(電話

)

この処分不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この書面を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して、審査請求をすることができる。(なお、この書面を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この書面を受け取った日(当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に大阪市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この書面を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

年 月 日

警察署長 様

大阪市建設局 工営所長
(担当 :)

道路損傷復旧の施行について (通知)

標題について、行為者に道路損傷行為に係る原因者工事の施行を命令しましたので、通知します。

(意見欄)

(行為者)

住 所

氏 名

様

大阪市長

復旧工事完了確認及び引継書

年 月 日付け 第 号で命じた道路損傷行為に係る復旧工事については、
年 月 日の検査により完成と認め、道路（道路附属物）として引継ぎを受けたので本書を交
付します。

記

- 1 行 為 者 :
- 2 工事施行者 :
- 3 場 所 :
- 4 引継ぎ物件 :

(別記)

引継ぎ日から2年までの間に、この工事の瑕疵により引継ぎを受けた道路（道路附属物）が損傷したときは、被命令者の負担で補修を行うこと。

第 号
年 月 日

[行為者]

住所

氏名 様

大阪市長 印

工事施行命令取消通知書

年 月 日付 第 号により命じた工事施行命令については、復旧期限内を超過したため、工事施行命令を取り消すこととしたので通知する。

そのため、次の道路損傷行為に係る原因者工事は本市において直接復旧し、これに要した費用は、道路法第58条第1項の規定に基づき費用の負担を求める旨を予告しておく。

記

- 1 損傷場所 : 地先
- 2 損傷年月日 : 年 月 日
- 3 行為者 :
- 4 損傷物件・数量 :

(道路法抜粋)

第58条第1項

第73条第2項～第4項

(道路法施行令抜粋)

第36条第1項及び第2項

所在地 :	工営所	(電話)
-------	-----	-------

第 号
年 月 日

警察署長 様

大阪市長

印

被 害 届

本市は管理する道路について、次のとおり被害を受けましたので届け出ます。

記

- 1 事故発生年月日 : 年 月 日 時 分頃
- 2 損 傷 場 所 : 地先
- 3 損傷物件・数量 :
- 4 概 算 被 害 額 :
- 5 行 為 者 : 住 所
氏 名 年齢 : 歳
職業 (勤務先)
- 6 自動車等の種類・番号 :
- 7 事故発生原因及び状況 :

施工計画書・着手届

(提出先)

大阪市長

(〇〇工営所長)

(行為者)

〒

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号の工事施行命令により、施工計画書を提出します。

なお、復旧工事完了後の施設は貴市に帰属し、引継ぎ後2年以内に当該工事の瑕疵に起因する損傷が生じた場合は、行為者の責任において直ちに修繕します。

復旧工事が必要となった経緯			
施工場所	大阪市 区		
損傷物件	工事種別	数量	単位
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
施工方法	施工業者 住 所 業者名 担当者 電話番号		
添付書類	位置図・平面図・断面図・仕様書・沿道土地利用計画書 その他 ()		
※本市 記入欄	立会日： 年 月 日	受付印	

本届出前には、必ず所轄工営所担当者の事前立会・調整を受けてから提出してください。

工 事 完 了 届

年 月 日

(提出先) 大阪市長

(行為者) 住 所
氏 名
担当者

TEL

施工場所	区
施行命令番号	年 月 日付け 大建 第 号
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
竣工立会日	年 月 日
立会者名	大阪市建設局 工営所
連絡先	大阪市建設局 工営所 〒 TEL
備 考	工事終了後、本市にて現場確認し、道路の復旧状況に応じて現場立会をお願いする場合があります。
竣工写真	工事完了届につきましては次の工事写真の添付が必要となります。 施工前、施工中各工程（特に不可視部分となるもの）、施工完了後 ※工事完了届には位置図も添付してください。